

道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷者協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、道の駅みはら内に設置する農産物等直売所（以下「直売所」という。）において、自ら生産した農産物やその加工品を販売することを通じて、農業所得の向上及び消費者との交流を促進するとともに、三原市農業の発展と地域振興に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、道の駅事務所に置く。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費者に信頼される直売所づくりのための調整
- (2) 生産技術等の向上を目的とした各種研修会の開催
- (3) 宣伝活動及びイベント等への協力
- (4) 会員相互の情報交換及び親睦
- (5) その他

(会員及び組織)

第5条 協議会の会員は、三原市内で農産物等を生産する個人もしくは法人で、直売所へ出荷者登録する者をもって構成する。

- 2 会員になるためには加入申込書（別記様式）を協議会事務局に提出し、年会費 2,000 円を納入する。
- 3 協議会に三原支部・本郷支部・鷺浦支部・久井支部・大和支部を置く。

(役員等)

第6条 協議会の運営委員として前条3項の各支部から2名以上を選出する。

- 2 協議会に役員として、会長1名、副会長2名、監事2名以内を置く。
- 3 役員は運営委員の互選により、会長及び監事を選出する。
- 4 副会長は会長が指名する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 6 会長は、この協議会を代表し会務を統括する。
- 7 副会長は会長の補佐を行い、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 8 運営委員は各支部を統括する。
- 9 監事は、年1回本協議会の会計事務について監査を行い、定期総会に報告する。

(総会)

第7条 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなすものとする。
- 4 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。
 - (1) 規約の改正
 - (2) その他本協議会運営上の重要な事項
- 5 議決は、総会出席者の過半数を持って決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
(運営委員会)

第8条 運営委員会は、必要に応じて会長が召集し、次の事項について協議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、必要な事項
- 2 運営委員会が必要と認めたときは臨時総会の開催を会長に求めることができる。
(部会の設置)

第9条 直売所の充実と部門ごとの研鑽と連携を深めるため、次の部会を設置することができるものとする。

野菜部会 果樹部会 花き部会 加工部会 等

- 2 会員は部会を自由に加入及び脱退できるものとする。
(事業年度)

第10条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第11条 本協議会の経費は、年会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。また必要により負担金及び会費を徴収することができる。

(その他)

第12条 この規約に定める事項のほか、この協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年1月26日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の任期については、第6条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。